

重要事項説明

1. 訪問看護事業者(法人)の概要

名称・法人	株式会社はまりハ
代表者名	代表取締役 臼居 優
所在地	〒227-0043 横浜市青葉区藤が丘 2-1-7

2. 事業所の概要

事業所名	はまりハ訪問看護リハビリステーション港北
所在地	住所 〒223-0062 横浜市港北区日吉本町 5-67-6 ラフルール日吉1階
連絡先	電話 045-620-5716 FAX 045-620-5726
事業所番号	1460990671
管理者の氏名	成田 沙矢香

3. 事業の実施地域

事業の 実施地域	横浜市:港北区、都筑区、鶴見区 川崎市:宮前区の一部、幸区の一部
-------------	-------------------------------------

4. 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日まで(祝日含む)
サービス提供日	月曜日から土曜日まで(祝日含む)
営業時間・サービス提供時間	9時から 18 時
営業しない日	土曜日・日曜日・12月30日～1月3日

※ご利用者様の状況に応じて、必要な場合には営業日・営業時間以外での訪問看護を行っています。

5. 事業所の職員体制

従業者の職種	人数	区分		職務の内容	
	(人)	常勤 (人)	非常勤 (人)		
管理者	1	1	0	業務全般の管理	
訪問看護員	看護師	5	2	サービス担当 (看護師のうち常勤1名は 管理者を兼任)	
	准看護師	0	0		
	理学療法士	5	1		4
	作業療法士	1	0		1
	言語聴覚士	1	0	1	
事務員等	0	0	1	総務担当	

6. 事業の目的と運営方針

事業の目的

居宅において、主治医が訪問看護の必要を認めた利用者に対して、適切な訪問看護を提供することを目的とします。

運営の方針

- (1) はまりハ訪問看護リハビリステーション港北(以下、事業所という)の看護師・その他の従業者は、利用者の特性を踏まえて可能な限りその居宅において、要介護状態の軽減又は悪化防止に資するよう療養上の目標を設定して支援します。
- (2) 事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業所、関係市区町村、地域の保健・医療・福祉機関との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。
- (3) 事業所は、必要な時に必要な訪問看護の提供が行えるよう事業実施体制の整備に努めます。

7. サービスの内容

訪問看護は、主治医の指示により保健師、看護師、准看護師(以下看護職員)が定期的に訪問し、必要な処置を行い、在宅療養の援助を行うサービスです。また、必要に応じて理学療法士、作業療法士、言語聴覚士(以下療法士等)が訪問し支援を行います。その場合、療法士等による訪問看護サービスのみを利用することは出来ません。看護職員による定期的な状態の確認が必要となります。

以下代表的なサービス内容です。

- ① 健康状態の観察(血圧・体温・呼吸の測定、症状の観察)
- ② 日常生活の看護(清潔・排泄・食事など)
- ③ 在宅リハビリテーション(寝たきりの予防・手足の運動など)
- ④ 療養生活や介護方法の指導
- ⑤ 認知症の介護・相談
- ⑥ カテーテル類の管理・褥瘡の処置など医師の指示に基づいての看護
- ⑦ 生活用具や在宅サービス利用についての相談
- ⑧ 終末期の看護

8. サービス利用料および利用者負担

利用者は料金表(別紙)に定めた訪問看護サービスに対する所定の利用料および、サービスを提供する上で別途必要になった費用を支払うものとします。

(1) 利用料金の支払い方法

毎月10日以降に前月分の請求書をお渡しいたします。利用料は1カ月単位とし、当該月の利用料は事前にご指定頂いた金融機関の口座から翌月の27日頃にご利用料金を振替させていただきます。

(2) 保険給付対象外サービス

各種保険での給付の範囲を超えたサービス(医療機関受診・冠婚葬祭等の付添、薬局へ薬を取りに行く、買い物等)は、相談の上対応可能な場合が

あります。その際の利用料金は全額が利用者の自己負担となります。

(3) 交通費

介護保険利用者の場合、事業の実施地域にお住いの方は無料です。医療保険利用者の場合、横浜市港北区にお住いの方は無料です。その他地域にお住いの方は一律550円を頂きます。

9. サービス提供の記録等

訪問看護を提供した時は、提供した具体的なサービスの内容等を記録いたします。サービス内容の記録は、訪問時間内に行います。

主治医の指示や介護支援専門員等の計画、日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて訪問看護計画書を作成し交付いたします。また訪問看護計画書の作成に当たっては、その主要な事項について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得て作成・交付いたします。

訪問看護計画書・その他の記録は、作成完了後5年間は適正に保管し、原則として利用者の求めに応じて閲覧に供し、又は実費負担によりその写しを交付します。記録物等の開示が出来ない場合は、その理由を記載した書面にて説明を行います。

10. ご相談窓口・苦情対応

ご相談窓口・苦情対応責任者は次の通りです。

サービスについてご相談や苦情がある場合にはどんなことでもお寄せ下さい。

お客様 相談窓口	窓口責任者 成田 沙矢香 ご利用時間 9時～18時 ご利用方法 電話:045-620-5716 面接:はまりハ訪問看護リハビリステーション港北内相談室
-------------	--

公的機関においても、次の機関にてお問い合わせ、苦情の申し立て等ができます。

神奈川県庁 介護保険課	045-210-4965
神奈川県庁 高齢者保険課	045-210-4738
神奈川県国民健康保険団体連合会(国保連)	045-329-3447
横浜市健康福祉局高齢健康福祉部介護事業指導課	045-671-2356
横浜市福祉局介護保険課	045-671-4252
港北区役所	045-540-2323
都筑区役所	045-948-2323
鶴見区役所	045-510-1818
川崎市健康福祉局長寿社会部介護保険課	044-200-2678
宮前区役所	044-856-3113
幸区役所	044-556-6666

11. キャンセル

利用者がサービスの利用を中止する際には、すみやかに次の連絡先までご連絡ください。**連絡先:045-620-5716**

なお、無断キャンセルについてはキャンセル料を頂戴する場合があります。

12. 損害賠償と事故の対応

事業者はサービスの提供にあたって、安全に行うよう十分に注意し、事故防止に努めます。

万が一、利用者やご家族にけがを負わせることや、財産を損壊した場合には速やかに応急手当をし、損害を賠償いたします。ただし、利用者自らの責に帰すべき事由による場合には、この限りではありません。

13. 秘密の保持

当事業所が行う訪問看護において、業務上知り得た利用者の情報は固く秘密を保持致します。また従業員が退職後も在職中に知り得た秘密を漏らすことがないよう、必要な処置を講じます。

個人情報の利用目的と個人情報の保護について次のとおりです。

(1) 個人情報の利用目的

- ① サービスの申込及びサービスの提供を通じて収集した個人情報が、諸記録の作成、私へのサービス提供及び状態説明に必要な場合
- ② サービスの提供に関することで、第三者の個人情報の提供を必要とする場合、主治医の所属する医療機関、連携医療機関、連携居宅サービス事業所や居宅介護支援事業所若しくは介護予防支援事業所からの私のサービス等に関する照会への回答
- ③ サービスの提供に関すること以外で、以下のとおり必要がある場合
(ア) 医療保険・介護保険請求事務、保険者への相談・届出、照会、照会の回答、会計・経理損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等
(イ) 学生等の実習・研修協力(事前に確認し、私の同意を得る)
(ウ) 学芸や学会誌等での発表(匿名化が困難な場合には私の同意を得る)

収集した利用者の個人情報は、保存方法、保存期間及び破棄処分については、適用される法律のもとに処分することとします。

14. 虐待の防止のための措置に関する事項

虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。虐待の防止のための指針を整備し従業者に対し、虐待の防止のための研修を年に一回以上定期的実施いたします。

虐待の防止対策の責任者は次のとおりです。

虐待の防止対策責任者	成田 沙矢香
------------	--------

15. 身体拘束等の原則禁止

当事業所はサービスの提供に当たっては、利用者の生命又は身体を保護するため緊急・やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という)を行わないものとします。

(1) やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急・やむを得ない理由を記録します。

(2) 事前に、利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明します。ただし、やむを得ない事情により事前に当該説明をすることが困難な場合は、この限りではありません。

16. 第三者評価の実施の状況

実施の有無	無
-------	---

17. 感染症や自然災害発生時の対応について

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な訪問看護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の策定し、年に一回従業員に対する研修の実施及び訓練(シミュレーション)を実施していきます。

緊急時における事業継続に関する対策の責任者は次のとおりです。

緊急時業務継続 対策責任者	成田 沙矢香
------------------	--------

18. 感染症の対応について

感染症の発生及びまん延等に関する対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。感染症の防止のための指針を整備し従業者に対し、感染症の防止のための研修を年に一回以上定期的実施いたします。

感染症の発生及びまん延等に関する対策の責任者は次のとおりです。

感染対策委員会責任者	成田 沙矢香
------------	--------

19. その他

サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため次の事項にご留意下さい。

- (1) 看護師等に対する贈り物や食事等のもてなしは、御遠慮させていただいております。
- (2) 看護師等は、年金の管理、金銭の貸借などの金銭の取り扱いはいたしかねます。ご了承ください。
- (3) 交通事情・前後の利用者の状況などにより、予定時間の変更や遅れが生じることがあります。
- (4) 悪天候や災害発生時等のやむをえない事情により、訪問日程の調整、または中止をすることがあります。

(5) 担当者は変更することがあります。

(6) 訪問看護サービスは、かかりつけ医の指示を受けて実施されます。利用者様には月1回程度の通院または訪問診療を受けていただき、医師からの「訪問看護指示書」(1～6か月ごと)が必要です。

【説明確認欄】

重要事項について文書を交付し、説明しました。

【事業者】 横浜市青葉区藤が丘2-1-7

株式会社 はまりハ

代表取締役 臼居 優

【事業所】 横浜市港北区日吉本町 5-67-6 ラフルール日吉 1階

はまりハ訪問看護リハビリステーション港北

管理者 成田 沙矢香

【利用者確認欄】

私は重要事項について説明を受け、同意し、交付を受けました。

_____年 月 日

_____利用者氏名